

令和8年度食のブランド・ステップアップ相談会 in 釧路 開催要領

1 目的

道東地域（オホーツク・釧路・根室管内）の地域資源を活用した食品を製造する地域の食品製造業者や生産者が、道内外のバイヤーなど食の専門家から商品開発、商品改良や販路開拓などについて直接アドバイスを受ける相談を開催し、商品の磨き上げによる付加価値の向上及び販路拡大を促進する。

なお、本相談会は、札幌市等主催、釧路市共催の「卸売キャラバン隊商談会 in 釧路」と同時開催とする。

2 日時

令和8年（2026年）10月28日（水） 13：30 ～ 17：00（予定）

3 場所

釧路センチュリーキャッスルホテル 2階 平安の間 （釧路市大川町2丁目5）

4 主催

北海道釧路総合振興局

5 共催

株式会社北洋銀行、北海道オホーツク総合振興局、北海道根室振興局

6 協力

札幌市、釧路市

7 内容

- （1）形式 ： 事前に決定したマッチングスケジュールによる個別相談形式
- （2）時間 ： 1コマ30分程度（準備含む。） 1社当たり3コマ程度
- （3）相談内容：商品開発・改良、販路開拓、味付け、パッケージデザイン、価格、商品コンセプト、6次産業化、経営相談、各種支援等

8 招へいする食の専門家

食のサポーター、道内外のバイヤー、経営相談等 8名（予定）

9 対象商品

- （1）自ら生産、製造、加工した道東地域産品（飲料、酒類を含む。）
- （2）自社企画商品を道内で委託製造しているものであり、道東地域の食振興に資するもの
- （3）その他、道東地域産品として認められる食料品全般

10 参加対象者

道東地域の農林水産物生産者及び食品製造・加工業者 15社程度

11 参加費用

無料（商品搬送費、試食品等の提供費用は、参加者負担。）

12 商品の説明と試食品等の提供

参加事業者は、食の専門家に対して自社商品の説明を行うとともに、試食品、試飲品等を提供し、課題や今後の展開などについて相談を行うこと。

13 調理を要する試食品等について

調理を要する試食品等については、消毒等を徹底した上で、会場内の調理スペースにおいて休憩時間等を利用し、相談開始時刻までに準備を完了すること。

調理スペースにおいては、電気機器以外の加熱機器（火気）の使用を禁止する。なお、電子レンジは調理スペース内に設置する。その他の電気調理器等を使用する場合は、必ず事前に事務局へ相談すること。

14 その他

- （１）試食等に使用する消耗品（紙皿、紙コップ、割り箸、爪楊枝、ティッシュ、ゴミ袋等）は各参加者において用意すること。
- （２）においの強いもの、油はね等床が汚れる恐れのあるものは控えること。
- （３）ゴミは各参加者で持ち帰ること。
- （４）試食品の調理及び提供にあたっては、消毒等を徹底すること。
- （５）申込期間終了後、事務局において食の専門家と参加事業者のマッチングを行う。